

定額給付金 子育て応援特別手当

申請書は4月13日(月)に発送

給付は5月12日(火)から

国民の生活を支援し、地域の経済を活性化させるための「定額給付金」と、幼児期の子育て家庭を応援するための「子育て応援特別手当」。市では、4月13日(月)から申請書を送ります。

申請書は郵便で届きます

「定額給付金」「子育て応援特別手当」の申請書類を、4月13日(月)から3日程度で各家庭に郵送します。届かない場合は、コールセンター(右下欄参照)へお問い合わせください。
封筒にはそれぞれ「定額給付金申請書在中」「子育て応援特別手当申請書在中」と朱書きしてあります(子育て応援特別手

当の申請書は、対象となる子がある世帯のみに郵送。

5月12日(火)から給付開始

返送された申請書は、推進本部で記入内容などを確認した上で、指定した金融機関の口座に振り込みます。
申請は、10月20日(火)(消印有効)までの6か月間受け付けます。忘れずに手続きをしてください。

定額給付金

▼対象
平成21年2月1日の時点で、住民基本台帳に記録されているか、外国人登録原票に登録されている人
※在留資格がない人、在留資格が短期滞在の人は除く
▼申請・受給する人
世帯主(外国籍の人は本人)

▼給付額
1人につき1万2000円
(平成2年2月2日以降に生まれた人、昭和19年2月2日以前に生まれた人は2万円)

子育て応援特別手当

▼対象
定額給付金の対象者のうち、平成14年4月2日から17

年4月1日までに生まれた第2子以降の子
※第2子の判定は、平成2年4月2日以降に生まれた子どもの中から年齢順に数える

▼申請・受給する人
対象となる子がいる世帯の世帯主
▼支給額
1人につき3万6000円



1 申請書

2 返信用封筒

給付までの流れ

市から世帯主に、申請書、返信用封筒、案内文が届く(上写真参照)



申請書類を返信用封筒に入れ、ポストに投かん

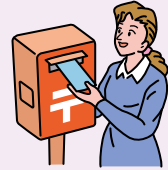
返信用封筒に入れるもの

○口座番号を記入し、印を押した申請書
※記入に誤りがあると手続きができず、給付が遅れてしまいます。十分に確認のうえ記入してください
※口座が開設できないなど振り込みが困難な場合は、所定の欄に記入してください。9月以降に窓口を設けて給付します

○本人確認書類の写し
世帯主の運転免許証・各種健康保険証・パスポート・住民基本台帳カードなどのコピー
なお、外国籍の人は外国人登録証明書のコピー



推進本部で記入内容、本人確認書類の写しを確認



口座に振り込み、振り込み完了の通知書を発送

5月中旬から6月にかけては、申請書の提出が殺到することが予想されるため、振り込みまでに1か月以上かかる場合もあります。ご了承ください。

お問い合わせはコールセンターへ

☎047-436-2192

(英語・中国語⇨☎047-436-2195)

午前9時～午後5時

※(土)日(祝)を除く。ただし4/11(土)、12日は開設

相談窓口も設置します(4月13日(月)～6月12日(金))

- 市役所11階定額給付金相談窓口、各出張所
⇨(月)～(金)午前9時～午後5時※(祝)を除く
- 船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階)
⇨(月)～(金)午前9時～午後8時
⇨第2・4(土)とその翌日(日)、(祝)午前9時～午後5時

問合せ

定額給付金⇨給付事業推進本部☎436-2636
子育て応援特別手当⇨児童家庭課☎436-2317

給付例

定額給付金の額

子育て応援特別手当の額

給付の対象は… 21年2月1日の時点で、住民基本台帳に記載されているか、外国人登録原票に登録されている人です。なお、子育て応援特別手当は、14年4月2日から17年4月1日までに生まれた第2子以降の子どもに限られます。

定額給付金の額は…

子育て応援特別手当が支給される世帯は…

Aさん世帯の場合

申請書 定額 → Aさん(世帯主) **1万2000円**

申請書 定額 → 1万2000円

平成2年2月2日以降に生まれた子

第1子(中学生) **2万円** 第2子(小学生) **2万円**

Aさん世帯とAさんの父の世帯がひとつの家に住んでいたら？

申請書 定額 → 昭和19年2月2日以前に生まれた人

Aさんの父(世帯主) **2万円** **2万円**

申請書 定額 → 平成2年2月2日以降に生まれた子

Aさん(世帯主) **1万2000円** 第1子 **2万円** 第2子 **2万円**

1万2000円

Bさん世帯の場合

申請書 定額 → Bさん(世帯主) **1万2000円**

申請書 子育て → 1万2000円

平成2年2月2日以降に生まれた子

2年4月2日～17年4月1日に生まれた子

第1子(小学生) **2万円** ※子育て⇨対象とならない

14年4月2日～17年4月1日に生まれた子

第2子(幼稚園児) **2万円** **3万6000円**

Aさん世帯

1万2000円×2人=2万4000円
2万円×2人=4万円

合計 6万4000円

Aさんの父の世帯に
2万円×2人=4万円 **合計 4万円**

Aさん世帯に 合計 6万4000円

☑一緒に生活しているかどうかに関わらず、住民基本台帳上での世帯ごとに給付します。

Bさん世帯

○定額給付金
1万2000円×2人=2万4000円
2万円×2人=4万円

○子育て応援特別手当
3万6000円×1人=3万6000円

合計 10万円



よくある質問と答え

☑外国籍の人の場合など、ここで紹介した例にあてはまらないことがあります。詳しくはコールセンター(1面参照)へお問い合わせください。

問1.子どもが2月1日に生まれました。この子は給付の対象になるの？

答.基準日である2月1日の時点で、住民基本台帳・外国人登録原票に記録・登録されていれば、対象となります。2月2日以降に生まれた子は対象となりません。

基準日の前後に出生・死亡した場合

こんな場合は…	(例)	給付金	
出生	基準日より前	21年1月31日生まれ	もらえない
	基準日	2月1日生まれ	もらえる
	基準日より後	2月2日生まれ	もらえない
死亡	基準日より前	1月31日に亡くなった	もらえない
	基準日	2月1日に亡くなった	もらえる
	基準日より後	2月2日に亡くなった	もらえない

※1人世帯の人が亡くなった場合など、例外があります

問2.世帯主の夫に代わって、妻の口座に振り込むなどの、代理申請(受給)はできるの？

答.原則として同じ世帯の人に限りませんが、代理申請(受給)できます。その場合の本人確認書類は、夫のものだけを添付してください(妻の本人確認書類は不要)。

問3.やむを得ない事情で世帯主が申請できず、同じ世帯の中にも代理申請(受給)できる人がいませんか。その場合は、定額給付金は受け取れないの？

答.同じ世帯内に世帯主に代わって代理申請(受給)できる人がいないなど、やむを得ない場合

は、同じ世帯にいない人でも代理申請(受給)できます。ただし、その場合の本人確認書類は、世帯主本人と代理申請者の2人分が必要です。

問4.夫と妻の口座に、別々に振り込んでもらうことはできる？

答.同じ世帯の中で、2つ以上の口座に分割して振り込むことはできません。

問5.「2月2日から船橋市に住んでいます」と転入届を出しました。申請書はどこから送られてくるの？

答.原則として、以前住んでいた市区町村(2月1日の時点で住民基本台帳・外国人登録原票に記録・登録されている市区町村)から送られてきます。送付の時期や手続き方法などは、船橋市と異なる場合があります。

問6.今後、引っ越しを予定しています。申請先は船橋市なの？

答.引っ越し先が市外であっても、申請先は船橋市です。口座振込み後に送る通知書が新住所に届くよう、転入届のほかにも郵便局へ転送の手続きをしてください(市内転居の場合も、転送手続きをお忘れなく)。

問7.基準日を過ぎてから世帯主が変わった場合はどうなるの？

答.2月1日の時点で世帯主だった人に申請書類

が届き、その人が申請・受給することになります。ただし、死亡のため世帯主が変わった場合には、新しい世帯主が申請・受給者となります。

問8.定額給付金・子育て応援特別手当は、これからも毎年もらえるの？

答.どちらも国が生活対策に基づいて行う、1回限りの措置です。

給付金詐欺・不審電話に注意!

市や国などの公的機関を装って、
○家族構成や銀行口座などの個人情報を聞き出そうとする

○ATM(現金自動預払機)を操作させようとする

などの連絡があったという情報が寄せられています。また、自宅を直接訪問し、書類などをだまし取ろうとする手口も見られます。

こうした連絡があっても従わずに、相手の名前・部署・電話番号を確認して、市民防犯課☎436-3110へご連絡ください。

